

永年勤続記念品贈呈事業実施要綱

(目的)

第1条 本要綱は、共済運営規程第43条（以下「規程」という。）第3項により定めることとし、事業運営の透明性を確保し、事業を滞りなく執り行うことを目的とする。

(永年勤続職員の決定)

第2条 規程第1項に定める永年勤続職員（以下「対象者」という。）について、事務局は会員へ「永年勤続者確認書（以下「確認書」という。）」を送付し、対象者の確認を行う。

2 会員は、前項の確認書をもって対象者を選定し、事務局へ返送を行う。

3 常務理事は前項の確認書に基づき、「永年勤続者名簿」の送付をもって対象者を決定する。

(記念品の種類)

第3条 記念品は規程第2項に定める予算の額以内（消費税を含む）とする。

2 勤続5年及び10年の者に贈呈する記念品は、カタログギフトとする。

3 勤続20年及び30年の者に贈呈する記念品は原則、カタログギフトとするが、本人の希望により旅行券を選択することが出来る。

4 勤続40年の者に贈呈する記念品は原則、商品券又はそれに類する金券類とする。

5 第2項及び第3項においてカタログギフト以外の商品、第4項においては商品券又はそれに類する金券類以外を記念品とする場合は、その選択理由を示し会長の決裁を得なければならない。

(記念品の選定)

第4条 記念品の選定は、公平かつ公正な方法により行うこととし、以下を条件とする。

(1) カタログギフトの選定

2 社以上の百貨店を対象とする入札方式により、価格・品質等を客観的に評価し決定する。入札方法は別途、常務理事の決裁により詳細を定める。

(2) 旅行券並びに商品券又はそれに類する金券類の選定

規程第2項に定める予算の最大額で購入する場合は、取扱い業者2社以上による入札は不要とし、過去の取引実績等より最も信頼度が高いと判断される業者を採用することとする。購入する旅行券並びに商品券又はそれに類する金券類の額面と購入価格が異なる場合は、2社以上の取扱い業者を対象とする入札方式により決定する。入札の有無に関わらず、取引先の選定は常務理事の決裁による。

(表彰状の贈呈)

第5条 第2条で決定した勤続30年及び勤続40年の者には、表彰状を贈呈する。

2 表彰状の作成は、過去の取引実関等より信頼度の高いと判断できる業者に発注することとし、取引先の選定は常務理事の決裁による。

(式典の開催)

第6条 第2条で決定した勤続30年及び勤続40年の者は、「永年勤続記念式典(以下「式典」という。)」に参加することが出来る。式典の開催は、以下の定めによる。

(1) 会場

ホテルでの開催を基本とし、原則2社以上のホテルを対象とする入札方式により決定する。ただし、出席者数・過去の開催経験値等、合理的な理由がある場合は、予算額の範囲内での契約金額を条件に、その限りではない。

(2) 参加者

第2条で決定した勤続30年及び勤続40年の者で、式典への参加を希望する全ての者とする。

(3) 同伴者

参加者が希望する場合、配偶者及び一親等の親族に限り1名まで式典に同伴できることとする。ただし、参加者の身体的な事情等により補助が必要な場合は、付き添い介護者として更に1名に限り同伴できることとする。

(4) 理事・監事の出席

当該式典は本会の重要な事業であるため、本会の理事・監事は日程上の不都合がない場合は、原則業務として全員が出席することとする。

(5) 式典の中止

悪天候、地震等の天災地変、公共交通機関の不通、新型コロナウイルス感染症を含むパンデミックその他、いずれの責にも帰すべからざる事由により式典の開催内容変更、若しくは中止しようとするときは、理事・監事の承認を得ることとする。

この時、式典参加予定者に(A)JR等、予約済み交通機関のキャンセル料及び払戻手数料、(B)宿泊予約のキャンセル料及び払戻手数料が発生している場合には、事務局が負担する。

(式典に係る費用)

第7条 参加者に係る費用等は、以下の定めとし、原則参加者が属する施設・団体宛に送金を行う。

2 参加費について、同伴者を含むすべての者は無料とする。

- 3 参加者に支給する旅費は、最も経済的、又は効率的な方法によるものとし原則、鉄道またはバス・地下鉄等での路程として、事務局にて算出する。費用計算時の起算地は参加者が属する施設・団体所在地とし、施設・団体所在地が遠隔地・公共交通機関拠点の中間地点等により、移動ルートの判定が困難な場合は、必要に応じて参加者に申告させる場合がある。
- (1) 鉄道賃の額は、北海道旅客鉄道株式会社が定める旅客運賃を適用し、往復割引料金等の設定がある路線については、割引料金を適用する（列車指定等の条件がない場合のみ）。さらに、特別急行列車を運行する路線で「苫小牧」以南、「岩見沢」以北、「追分」以東については、特別急行料金を適用し、さらに片道 100 キロメートルを超える場合は座席指定料金を支給する。
- (2) バス・地下鉄等の額は、各交通機関の旅客運賃を適用し、往復割引料金等の設定がある路線については、割引料金を適用する。また、乗り継ぎを行う場合、乗り継ぎ料金の設定がある場合はこれを適用する。
- 4 参加者に支給する宿泊費は、鉄道旅行にあつては 400 キロメートル以上、陸路旅行にあつては 300 キロメートル以上となる場合、9,800 円を支給する。ただし、両方を利用する場合は、それを合算した距離を適用する。
- 5 前項までの費用以外について、本会はそれを負担しない。
- 6 支給する額が実際の交通費用と異なる場合でも、本会はその差額の負担及び返還は求めない。

(変更)

第 8 条 この要綱を変更する場合は、会長の決裁による。

附 則

この要綱は、2021 年 4 月 1 日から施行する。